

医危第 2039 号
令和 3 年 1 月 26 日

公益社団法人 神奈川県病院協会
会長 吉田 勝明 様

神奈川県健康医療局長
前田 光哉
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部搬送調整者の登録に
ついて (依頼)

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 12 月 25 日付け医危第 1909 号「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部搬送調整者の登録について (依頼)」により、貴会会員病院の医師に別添の「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部搬送調整者」への登録、業務従事の御協力を賜りますようお願いしたところです。

現在、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部では、「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部搬送調整者」の医師として約 30 名の外部医師に登録いただき、新型コロナウイルス感染症患者の搬送調整や自宅・宿泊療養者への療養相談等を行っていただいておりますが、自宅・宿泊療養者の方に安心して療養していただける環境を維持するため、更なる増員が必要となっております。

つきましては、このような事情をお汲み取り頂き、貴会会員病院の医師に御協力を賜りますよう、あらためてお願いいたします。

1. 業務内容：別添のとおり
2. 提出書類：搬送調整者承諾書 (別紙)
3. 提出先：医療危機対策本部室 災害医療グループ宛に電子メールまたは FAX にて送信ください。

【電子メール：fukusou.kiki@pref.kanagawa.jp FAX：045-633-3770】

問合せ先

医療危機対策本部室災害医療グループ 田村

電話 045-210-4634 (直通)

ファクシミリ 045-633-3770

電子メール fukusou.kiki@pref.kanagawa.jp

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部搬送調整者の業務について

1 業務内容

- 下記業務内容を行える方であれば、救急医である必要はありません。
- パソコンを使い、調整や患者対応の記録（電子カルテやGoogle スプレッドシート）を入力いただきます。
- 患者と物理的な接触はありません（電話のみ）。
- 現在活動している医師と一緒に活動して業務に慣れていただく期間を設けます。

	項目	概要	業務内容
1	宿泊療養の可否決定	保健所から依頼される宿泊療養の可否判断（宿泊療養所の入所は横浜市等保健所設置市も含め県で一元化している）	<ul style="list-style-type: none">・ 保健所が感染症法第19条及び第20条の入院勧告・措置等をしないと判断し、自宅療養ではなく宿泊療養施設へ入所を希望した患者について、本人情報（臨床状態、リスク因子等）を元に、宿泊入所に耐えられる病態か判断する。
2	療養相談と搬送調整	自宅・宿泊療養の患者が容態悪化した時、本人の状態を確認した上で入院・診察の要否を判断し、入院先・診察先を選定	<ul style="list-style-type: none">・ 自宅、宿泊療養施設で療養することとなった患者が、容体が悪化した場合等に24時間連絡することができる「コロナ119」の委託業者（看護師）や、宿泊療養施設付きの看護師等から依頼があった場合に、療養相談を受ける。・ 電子カルテ（自宅・宿泊療養者は対策本部が電子カルテ〈Team〉を作成し、日々健康観察をしている）の記録により発症時からの転帰を確認、本人に現在の状況（酸素飽和度、臨床状態、リスク因子等）を直接電話で確認し、オンライン診療に繋げて薬を処方したり、入院が必要と判断した場合は、搬送先を探す。
3	オンライン診療（患者にかかりつけ医がいない場合）	（各所属の立場で）自ら診断し処方箋を発行、またはリストから医療機関を選定して患者に連絡	<ul style="list-style-type: none">・ 療養期間中に切れた薬の処方を依頼された場合の対応。 （例）コロナール、咳止め等

4	療養終了の可否相談	自宅・宿泊療養の患者が規定の日数に達しても体調改善傾向ではない場合の療養延長について、保健師が判断に悩む場合相談を受ける	・ 原則は担当の保健師が療養終了か延長かを判断するが、保健師が対応に悩む場合、相談を受け判断する。
5	入院・転院調整	保健所・病院・政令市等から依頼される入院・転院先選定	① 県及び保健所設置市の保健所が入院先を確保・調整できない場合に依頼を受け調整 ② 入院後、症状が悪化し転院する場合で、当該病院が転院先を確保・調整できない場合に、依頼を受け調整

2 委嘱期間、保険等

(1) 委嘱期間 令和3年1月 日（予定）～令和3年3月31日

(2) 勤務時間、形態

※ 可能時間帯に合わせて、4時間から（例・15時～19時など）勤務調整します。その場合、報酬も連動します。

日中：8:30～19:00

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部での勤務

夜間：19:00～8:30

自宅等にて電話による対応

(3) 報酬

	全 日
日中 8:30～19:00	68,000 円
夜間 19:00～8:30 (オンコール)	34,000 円

※ 交通費相当は含まれています。ただし、住所地から県庁までの距離が鉄路（バスは不可）最短距離にて、片道 30 km を超え 70 km 以下の場合、1 日あたり 2,000 円を加算します。

※ 支払いにあたっては源泉徴収が発生します。

(4) 支給時期

勤務した月の翌々月の 10 日支払い（10 日が閉庁日の場合は、翌開庁日）

(5) 国内旅行傷害保険の加入

自宅もしくは勤務地等を出発してから、自宅もしくは勤務地等に帰るまでの補償をする保険に県が加入します。

	補償額
死亡・後遺障害（天災以外）	2億円
死亡・後遺障害（天災）	1億円
入院（日額）	15,000円
通院（日額）	10,000円

(6) 業務の性質

搬送調整班の医師の業務は、国家賠償法上の公権力の行使にあたり、医師は国家賠償法上の公務員にあたると思われるため、医師の搬送調整に過失があり患者に損害を与えた場合は、県が責を負うことになると、本県の顧問弁護士より回答を得ています。